

関係団体の長 様

群馬県知事 山本 一太
(産業経済部産業政策課)

群馬県緊急事態措置の延長について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、過日ご連絡しましたとおり、国及び本県の対策本部会議において、9月13日以降も「緊急事態措置」を延長することが決定いたしました。

つきましては、別添のとおり関係資料を送付しますので、要請内容及び協力金について、貴下会員や関係者等へ周知くださいますようお願いいたします。

1. 要請内容

(1) 緊急事態措置の実施期間

- 令和3年9月13日（月）から9月30日（木）まで（18日間）
（休業要請及び営業時間短縮要請期間：同上）

(2) 緊急事態措置の区域等

- 県内35市町村

※ 詳細は別添『群馬県緊急事態措置』を御確認ください。

2. 営業時間短縮要請協力金

(1) 支給対象者

- 要請対象となる店舗を有する事業者であって、要請期間の全期間を通じて、県からの要請内容に協力した飲食店及び大規模施設等

(2) 協力金額

(飲食店等)

方式区分		1日あたりの売上高	1日あたりの協力金単価
中小企業	売上高方式	100,000円以下	4万円【下限】
		100,000円超～250,000円以下	1日あたりの売上高×0.4
		250,000円超	10万円【上限】
大企業 (中小選択可)	売上高減少方式	500,000円以下（売上高減少額）	売上高減少額×0.4
		500,000円超（売上高減少額）	20万円【上限】

(大規模施設等)

- 大規模施設 時短営業した面積1,000㎡毎に20万円/日×時短率（※）
- テナント等 時短営業した面積100㎡毎に2万円/日×時短率（※）

※時短率＝「短縮した時間／本来の営業時間」

※詳細は別添『緊急事態措置適用に伴う営業時間短縮等の要請及び協力金について』を御確認ください。

【問い合わせ先】

(群馬県緊急事態宣言の要請内容等に関すること)

- 危機管理課感染症対策調整係

TEL 027-226-2420

(協力金に関すること)

- 感染症対策県内企業ワンストップセンター（産業政策課内）

TEL 027-226-2731（平日8:30～17:15）